

平成 26 年 9 月 4 日

「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」（第 2 回）

配付資料を踏まえての提案

日本公認会計士協会

会長 森 公高

資料 3 「3. 当該国の株式会社制度の説明」に関連して、次のことをご検討いただくことを提案します。

- ・ 持続的成長に向けた企業の自律的な取組の中でそのガバナンスを強化するためには、執行、監督をはじめ、企業と投資家をつなぐ情報の開示とともに、開示する情報の質を担保する監査が果たす役割が重要であることは言うまでもありません。
- ・ 一方で、策定するコードは、国内の投資家はもちろん、海外の投資家にとっても我が国独自のガバナンスに関する理解に資するものとするのが有用であり、また求められます。
- ・ このため、例えば序文において、執行、監督（社外取締役を含む。）及び監査をどの機関が担うのか、特に監督とは異なる監査を担う者の機能と役割について明確にすべく、我が国で独自に発展してきた制度である監査役制度、新たに設けられた監査等委員会設置会社制度、会計監査人の位置付けといった事項について丁寧に説明し、また、情報の開示の重要性を中核原則の一つとして記述することが必要であると考えます。

以 上